

令和5年度第1回高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録（概要）

1 開催日時 令和5年10月30日（月） 10時00分～12時00分

2 開催場所 高知県立人権啓発センター 6階ホール

3 参加者 （関係行政機関の職員）

都築 美穂 委員

（学識経験者）

井奥 和男 委員【会長】

稲田 知江子 委員【副会長】

内田 洋子 委員

岡谷 英明 委員

加藤 秋美 委員

甲田 茂樹 委員

篠森 敬三 委員

仙頭 ゆかり 委員

谷脇 明 委員

長澤 紀美子 委員

半田 久米夫 委員

藤岡 宏健 委員

政岡 孝至 委員

（高知県）

山地 和 子ども・福祉政策部長

国則 勝英 子ども・福祉政策部副部長

岡田 哲也 人権・男女共同参画課長

江口 悟 危機管理・防災課長

松岡 智加 健康対策課課長補佐

伊良部 直 地域福祉政策課長

光内 真紀 長寿社会課長

森木 博也 障害福祉課長

池上 淑子 障害保健支援課課長補佐

有澤 真由美 子ども家庭課課長補佐

吉良 葉子 文化国際課課長補佐
和田 美恵 県民生活課チーフ
中村 真理子 雇用労働政策課課長補佐
山中 恵美 人権教育・児童生徒課長
山本 治 (公財) 高知県人権啓発センター理事長
川村 泰夫 (公財) 高知県人権啓発センター事務局長

4 議 事

- (1) 「高知県人権施策基本方針－第3次改定版－」の策定について
- (2) 「高知県人権施策基本方針－第2次改定版－」の令和4年度実績について

- (1) 「高知県人権施策基本方針－第3次改定版－」の策定について

事務局

資料1-1、1-2、1-3、1-4により説明。

委員

教育の中では知性と感性が二つに分かれており、人権感覚としては感性をどういう形で養っていくかが大事である。感性は、現実に触れたり、人と人の接触の中から得たり、他人の悩みや苦痛を聞いて、自分で変革していくことが一番の基本だが、現代社会は、スマホを活用して知識を身に付けることが中心で、人と人の接する機会が非常に少なくなっている。

各人権課題において、例えば、部落問題は歴史の認識が非常に必要だが、それだけでは人権感覚を高めることにはならない。

最近では、県民意識調査の結果にも見られるように、本音と建前の使い分けがされている。AI、ロボット化が進んでいくような時代の中で、どのように感性を養っていくかの対策を出し合っていくことが非常に大事である。

人と人の触れ合いの接点がだんだん減ってきているため、県民一人ひとりの人権感覚を高めることが今後の課題だと思う。

委員

人と人の触れ合いで自分が成長していくというのは、当然あると思うし、そうあるべきだと思う。

ただ、現代社会では、直接対面しないツールがたくさんあり、その中で日ごろ抱え

ているストレス等を発散する人達がいる。現在、そうした直接会わないデバイスをどうするべきかについて教育の中でも議論されており、そういうものに触れさせないで、人と人との中で感性を育てる教育が必要であるという考え方もある。

ただ、Z世代は、デバイスを使うことが普通になっており、情報モラルを含めた情報リテラシーをもう少ししっかりとやるべきではないかという考え方もあるようだ。

これらについて、学校や県が方針を立てていけば良いと思うが、色々な考え方がある。非常に難しいところではあるものの、情報リテラシーの教育にしっかりと取り組むべきなので、そのことも考えていただきたい。

事務局

先日、人権啓発センター主催のセミナーが開催され、ある講師の話聞いた。その講師は、過去にあった殺人事件の犯人であると20年前にネットに書き込まれ、バッシングを受け続けたということだった。

講師は、「言葉の責任というのは何よりも教育が大事であり、ネットの被害者にも加害者にもならないようにすべきで、子ども達には書かれた側の立場や思いを想像できるような教育が必要だ」と言われた。

また、「その情報が本当に正しいかどうかは、自分でよく考え、人にも聞いたりすることが必要だ」と言われており、そういった感性を育てていくことが大事だと思う。

委員

小学校で生徒に自分の中にある性別役割分担意識を考えてもらう機会があったが、10歳くらいの子どものも、大人と同じように男らしさや女らしさ、こういった職業は男性が向いているといったアンコンシャス・バイアスを持っていることが分かり、小さい頃からの教育が大切だと感じた。

どうして子ども達がそのように思っているかを、子ども達や学校の先生に問うと、現実はその職業をしている人の割合が、どうしても男性や女性に偏っているという景色が見えているから、子ども達の中にも既に刷り込まれてしまっていると思った。

小さい頃からの教育も大事だが、性別に偏りのある職業が多くあることも改善すべきであり、学校で習ったことと現実の景色が異なっていれば、おかしいことになるので、女性も色々な役職に就いていくことも必要だと思う。

授業の中で、「コマーシャルで放送されているパイロットは男性、女性どちらであるか」という問いに、子ども達は男性と答えたが、女性のパイロットもいることを紹介したら、「すごい」と驚かれた。

また、学校の先生と話し、「男らしくならなきゃいけない、こうしなければいけない」と重荷を背負って生きている男性もいるので、相談がしやすいよう配慮すべきと思った。

委員

女性が日常的に苦しんでいることは、家庭の中で固定的な性別役割分担意識に基づく見下しが多くあることで、何かあったときは、必ず女性の方が譲ったり、負けなければならない、そういった口論の過程で暴言を吐かれることに長年苦しんでいる方がとても多い。

小さいころからの教育はとても大事で、家庭の中で女性に対する見下しを見ている子ども達が、将来同じようなことを行ってしまうことを懸念している。

基本的にみんなが生まれながらにして持っているものが人権ということであり、それが侵害されていることもたくさんあると思うので、そういったものも含めて総合的な窓口としての弁護士会や法テラスとの連携も必要だと思う。第3次改定版の人権課題ごとの相談窓口一覧の中に、総合的な窓口として弁護士会と法テラスを記載していただきたい。

事務局

第3次改定版の中に、弁護士会や法テラスに関する記載を追記する。

委員

若い世代でも、男女の固定的な役割分担に賛成する人が一定数いる。特に20代男性が、男性は仕事、女性は家庭といった役割分担に賛成する人の割合が多くなっている。早くから教育の中で伝えなければいけないと思う。

ただ、Z世代は、男女の固定的な役割分担に対して、少し違和感を感じている人もいるので、大人を交えて自分の先入観やアンコンシャスバイアスについて語り合えるフランクな場を設けていきたい。

男性がジェンダー批判で生きづらくなっており、男性も女性や子どもを養っていかなければならない中で、非常に生きづらい社会になっていると思う。

資料1-4の素案45ページを見ると、セクシュアル・ハラスメントに関する相談件数が増加し、全国的にも多い傾向が見られ、セクハラも継続的に大きな問題となっている。

そのことを踏まえると、資料1-1の改定のポイントの第4章の「様々な人権課題」の「職場におけるハラスメント」の中に、セクシュアル・ハラスメントを明記し

ていただきたい。

次に、資料1－4の素案47ページの、今後の取組のエの「女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実」について、包括的な支援は、様々な他機関と専門職との連携の中でしか、なかなか実現し得ないものだと思うので、具体的にどのような機関とどう連携していくかを記載いただきたい。

事務局

資料1－1へのセクシュアル・ハラスメントの明記と、47ページの「包括的な支援体制の充実」にどのような機関とどのように連携していくかの記載を検討する。

委員

ハラスメントに関しては、法律に基づいた健全な対応に取り組み、社内のハラスメント規定の制定や就業規則の中にハラスメント対応策を定めている。ハラスメント対応のフローも作っており、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに限定せず、色んなハラスメントに対応するようにしている。

委員

中小企業は、物価高騰、賃上げ、インボイス、コロナ等で、かなり厳しい状況にあり、感性が問われる状況になりつつある。

そのような状況の中、弁護士が必要なハラスメント対策も多くあるので、案件が深みにはまらないようにしていかなければならない。

会長

相談しやすい機運の醸成というところにも留意していただきたい。

委員

アカハラという学生に対するハラスメントが多くあると言われている。ハラスメントを受けた学生への配慮という観点だけではなくて、組織としてハラスメントが発生してしまったことにどのように対応するかが重要だ。

相談しやすい雰囲気を作っていかなければならないので、パワハラ・セクハラ・アカハラの具体例を示すことで「相談してみようか」という雰囲気になっていく。

学生への研修など、社会全体で真剣に取り組んでいることが分かるような形でやっていくべきだと思う。

委員

厚生労働省が作成したパワハラ対応策のパンフレットを企業に周知しており、パワハラやセクハラの変義や、パワハラの変定方法などが記載されており、「職場での優越的な立場の人からのもの」、「業務上かつ相当な範囲を超えたもの」、「労働者の就業環境が疎外されたもの」の3つ全てが揃えば、パワハラになる。

相談者が「私はパワハラを受けた」と言っても、パワハラの変定はこの3要件が必要になるが、変定の権限は労働局に与えられておらず、司法が行うので、労働局では労働基準法に基づいて、「規定ができているのか」、「相談体制ができているのか」、「窓口が機能しているのか」といったことを確認し、啓発指導に取り組んでいる。

労働局へのパワハラに関する相談がほぼ毎日ある。相談内容として一番多いのが、「パワハラを受けました。これパワハラですよ。会社へ来て注意してください」というものだが、法律に基づいて労働局にできることの説明や、会社に行って一方だけの話を聞くだけでは駄目なので、相談者と行為者の両方の話を聞いて、現状の整理等や改善すべきところは改善していくようにしている。

また、相談者は、パワハラに認定されなかったとしても、心身に不調をきたしているので、会社に対しては、相談者のその後を見守っていただくことや、相談者が今後も働きやすい環境を作っていただくこともお願いしている。

事務局

人権に関する相談機関の連携強化の新たな取組として、差別事象検討部会の変置を検討しており、狙いとしては、それが差別事象であるのかないのかや、いじめや職場での問題など対応が難しい事例について検討して、検討結果をホームページ等で県民に広く公表することで、差別事象への対応力を共有できる仕組みにしたいと考えている。

会長

相談機関の連携強化の部分は、今回の計画の目玉になる。可能な範囲で差別事象の具体の事例や、対応策のガイドライン的なものの情報発信の充実も検討していただきたい。

委員

県の教育振興基本計画の協議の場では、ウェルフェアよりもウェルビーイングを目指すことが必要だと言われており、今まで以上に、積極的に人権問題などを解決していこう、肉体的・精神的・社会的にも満たされた在り方を考えていこうということになり、次の改定の中に位置付けようとしているが、そのことについてどう考えるか。ま

た、「こども計画」とはどのようなものか。

次に、現在、学校に弁護士会から、「今の校則は問題があるのではないか」と言われて、全国的に校則を見直すことが広まっている。それも身近な人権課題に当たると思う。

もう一点、教員の性犯罪の問題で、こういった協議会が、学校で人権が守られているかの監視機関的な役割を担えば良いと思うが、それをやり過ぎると、問題があるとも思うものの、教員への啓発も必要ではないか。また、人権教育のK P Iは立てづらさがあると思うが、現在検討中となっている理由を伺いたい。

事務局

現在、国でこども基本法に基づき、こども大綱が議論されている。高知県では、「こども計画」を来年度に策定予定であり、国の議論も踏まえて、子どもの権利や、ウェルビーイングを人権の中にどう位置付けるか、人権施策にどう反映させていくかを検討していく。

事務局

校則の見直しについては、今年度に特に力を入れていることは、各学校の校則をしっかりと事務局で確認し、「きちんと子ども達に説明できる内容であるか」、「子ども達の声を生かした内容になっているか」、「子ども達に間違っただ指導をしていないか」といった視点で見直し、県立高校の全日制では100%を達成している。

今後目指すべき方向としては、子ども達が自分達の問題として捉えて、しっかり考えていくという姿勢と、地域の方々と一緒に校則を作り上げていくことである。

また、弁護士会と提携して実施しているスクールロイヤー活用事業において、校則の見直しについてなどを子ども達に考えさせる予防教育の授業も実施しており、今後しっかりと取り組んでいく。

性被害・性暴力に関しては、法律が令和3年度に施行されたので、教育委員会内でしっかりと検討を続けているところである。

人権教育のK P Iについて、今年度が次期教育大綱と教育振興基本計画の改定年度であるため、人権教育推進協議会等で検討の上、子どもの意識を問う指標を立てていくことになる。

委員

先日、子どもの権利委員会で、スクールロイヤーの活用があまりされておらず、もっと活用してほしいという意見が出た。現場でスクールロイヤーに対する要請をしてい

ただきたい。

また、スクールロイヤーに関して様々な準備等も必要なため、予算を割いていただきたい。

子どもの性被害が物凄く増えている。特に、SNS等を使った性被害が多いと感じるので、予防するための教育をしていくべきであり、そういった意味で、子どもの人権に関する書きぶりが弱いと思う。

委員

インターネットは、ありとあらゆる人権問題に直結する課題だと思う。例えば、インターネットによる部落差別、ジェンダーバイアス、いじめ問題が起こり得る。正直ありとあらゆるものがインターネットに流れ込んできて、それが様々な領域での人権問題と関わりがあるため、非常に範囲の広いことになると思う。

インターネットは、感性という観点からすると非接触であり、匿名なので自分の正体が分からないため、相手の身になって考える必要がなく、問題が起こる。最近、SNS等で、ある程度自分というものが外部に見えている。例えば、学校関係では、自分の正体が外から見えているが、非接触であり、相手の顔を見ることや身振り手振りといった言語以外のコミュニケーションがないため、悪意のある書き込み投稿であるフレーミングといった行動にすぐに走ってしまい、問題が発生して炎上することが起こる。

そういった観点で、インターネットによる人権侵害は、個々の問題をほぼ全て含んでいると言っても言い過ぎではないと思う。ここに書いてある教育の推進は非常に重要だが、本音と建前でいうと、匿名のため、建前を要さない。だから、自分の言いたいことや、好きなことを好き勝手にやるということになり、教育も非常に重要だが、教育で全てを解決できるかと言われると、なかなか難しいため、例えば、電話相談や学校ネットパトロールが実施されている。

昨今、インターネットによる部落差別が非常に問題になっており、直接的な差別用語を使わない形で、色々な書き込みがあるため、これを発見することは大変だが、今年度は専門業者に書き込みの発見と削除要請を依頼し、9月末までで187件もの差別的投稿を発見し、7月末までに17件程度の削除に成功しているということで、今後はこういった対応を見える化して、県民に情報共有することで、一定の抑止効果が期待できる。

今後もインターネットによる人権侵害を抑制・抑止していくような取組を進めていただきたい。

事務局

国では、総務省が違法有害情報センターを数年前から立ち上げて、ネットの削除対応の相談受付をしている。そうしたところへ当課のホームページのリンクを貼り、見た人がすぐにアクセスできるようにしている。さらなる県民への周知にも取り組んでいきたい。

委員

例えば、Instagram 等は 1 億人が見ている可能性があるため、使う側も気を付けていく必要がある。

また、YouTube で強調や拡大した表現を用いてしまい、結果的に人権問題となったり、差別問題をクローズアップしてしまう場合もあり得る。監視する側も投稿された表現への適切な対応に留意することが必要だと思う。

委員

資料 1 - 1 の 2 ページで、「災害時の心のケア体制・整備等」とあるが、心のケアだけでなく、身体のケアも追記していただきたい。2016 年の熊本地震は、直接に亡くなった方が約 50 名で、それから間接に亡くなった方がその 4 倍以上だと言われており、長い避難所生活での体の異常や、今までの既往症がまた出てきたり、エコノミークラス症候群でまた重い病気になられたり、非常に身体のケアも必要になると思う。

災害と人権も全ての人権に関わってくる。全部の人権と一緒に高まっていかないと、色んなところの問題が払拭し、脆弱なところに問題が固まってくるので、全ての人権をアップさせていくことが大事だと思う。特に、災害においては、弱いところに、問題が多く出てくるので、そういったことへの配慮もお願いしたい。

最後に、自主防災組織との連携がとても大切だが、自主防災組織との連携をどのように進めているかお聞きしたい。

事務局

災害時に避難所で様々な活動をするためには自主防災組織と連携して取り組んでいくことが大事である。避難所における人権に関する対策の中で、例えば、避難所には多様な方々が避難されるので、その方々の人権に配慮して、身体のケアや心のケアを行っていく。

また、避難所運営は市町村と自主防災組織が連携しながら行うが、県としては、多様な方々に配慮した運営マニュアルを策定し、市町村の取組を支援していく。

委員

自主防災組織は、「良くできている、できてない」といった判断ではなく、地域の方々と一緒に取り組んで、それが50点から70点、100点になっていくものだと思うので、地道なPRがとても重要で、安全安心で暮らしやすい社会づくりのため、防災についての人権意識を高めていくことが大切である。

自主防災組織では、例えば、10年くらい前から劇をやっているところがあり、その中のベースにあるのは、「皆さんの人権意識や結びを大切にして、みんなが過ごしやすく、心穏やかに生活できるといった避難所運営が必要である」と伝えており、今後も取組を頑張っていきたい。

会長

今後、南海トラフ地震については、被害想定や危機管理の行動計画等の見直しもあると思うので、委員の発言の視点や、自主防災組織との連携を進めていただきたい。

委員

この協議会に参加してから、女性として様々なハラスメントを受けてきたことがわかった。それはすごく生きづらいとか、そういう自覚もなく、「ああ、女性はこんなもんなんだ」と自分の納得の中で生きてきた。

それから、私に「女性初」という冠がつくようになり、持っている経験や知識が役に立ったのではなく、「女性だからこの役についたのか？」と落ち込んだ時もあったが、その時に友達や、職場の仲間、家族が助けてくれた。現在、人と人との関係が希薄になっている気がするし、小学生で既に固定的な性別役割分担が意識付けられているのであれば、幼児の頃からの教育が必要だと思う。

障害者問題もそれと同じで、幼稚園の子ども達は、あまり障害者に対して変な意識を持っておらず、ちょっと変わってる子や、ちょっと乱暴な子といった特性で見ている。ところが、大人になると、それを障害だというふうに見るため、そうならないように幼児教育が大切であり、そして、「誰でも高齢者になれば、障害が出てきて障害者になる」という意識を持つことが大事だ。

先ほど、ウェルビーイングという言葉が出てきて、すごくうれしかった。ウェルビーイングは、今から約30年前に障害者教育の中に出てきた言葉で、その人の持つ特性をどうやったら一番生かせるか、その人の一番の幸せは何かを考えることである。

スマホやパソコンの時代に生きる子ども達にとって、人間関係をどう成立させていくかが課題だし、障害者の問題もその中に含まれていると思う。

委員

行政が人権啓発の形を作り、人権問題は関心を集めて各々の知識が深まっていると思うが、職場のセクハラやパワハラについて何か発言をしたら問題になるといった雰囲気がある。例えば、宴会の場で、男性と女性の席が初めから分かれており、理由を問うと、思いがけず言い間違えて変なことを言ってしまうといった雰囲気がある。これは極端な例だが、本当の人権が大事にされてる社会なのかと思ってしまう。

だから、ソフト面での人権感覚をどのように磨いていくかが大切だと思う。私は、同和問題に取り組む中で、過去に現場を1ヶ月回り、住民と触れ合い、住民の悲しみや苦勞を知ることによって、自分の人権感覚が変わったことがあった。

ハード面では、行政が予算を組み、相談員を増やすといった体制を作れているが、それで終わっている。ソフト面で互いをフォローしていくことも考えるべきである。

今の社会は人と人が接することが少ないため、そういう状況を教育・学者・学校・社会が一体になって取り組める仕組みができないか。例えば、モデル地区を選定して2～3年程度色々取り組んでいけば、何か成果があるのではないか。地域で取組を進めることが大事だと思うので、基本方針の中に何か記載があれば良い。

事務局

地域のつながりや支え合いの強化に関する県の施策として、高知型地域共生社会の取組を行っており、誰一人取り残さないことを目標にし、お互いをまず認め合い、お互い声掛けを行うような地域づくりを目指している。

従来なら、地域の中で取組ができていたが、今は希薄になっている。ただ、従えに戻することは難しいと思うので、お互いが気を掛け合い、課題を抱えていない方が課題を抱えた方を早めに見つけ、予防につなげて重症化を防いでいくことが大事だと考えている。

なかなか一足飛びにできるものではないが、地域でつながり合う社会づくりは必要だ。

一人一人尊重し合う、お互い認め合うという取組や、高知型地域共生社会の取組はSDGsの考え方に通じるものと考えている。

(2)「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」の令和4年度実績について

事務局

資料2により説明

委員

各専門機関の相談員について、2次被害が発生しないように相談員のレベルアップにつながるような講習や研修を行うことが大切だと思う。

事務局

女性相談支援センターやソーレの相談員のレベルアップにつながる研修を行っている。

また、人権啓発センターの人権相談員や、企業や自治体に出向いて研修の講師を行っている職員も自己研鑽をしている。相談員のレベルアップは非常に大事なので、今後もその取組を充実させていきたい。

委員

若年の相談員のレベルアップもお願いしたい。年齢が離れた方より同世代の方に相談して、話を聞いてもらうことがとても大事だと思う。

事務局

困難女性支援法が令和6年4月から施行されるため、どういった体制にしていくか検討している。町村部では、女性相談支援員の配置が難しいかもしれないが、各市町村の女性に関する相談窓口の設置を進めていきたい。

その際には、人権研修も併せて行っていくことで、市町村の相談員のスキルアップにもしっかりと取り組んでいきたい。

会長

どこに相談したら良いか悩んでいる方のために、住民に身近な市町村から、うまく専門機関につなぐことが大事になるので、こうしたことについても取り組んでいただきたい。

(以上)